

ちょっと気になるデータ解説

非正規雇用者の雇用期間をめぐる状況

経済危機の影響から平成21年に前年を下回ったものの、このところ非正規雇用者数は増加してきた。これに加え、非正規雇用者の中で、雇用契約期間の比較的長い人や、雇用契約の更新などで実際の雇用期間が長期化するケースがみられるようになってきた。ここでは、総務省が実施している労働力調査や、厚生労働省が昨秋行った「有期労働契約に関する実態調査」結果などから、このような傾向を確認してみたい。

労働力調査（詳細集計）の平成21（2009）年平均結果によると、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規の職員・従業員（以下「非正規雇用者」という）は1721万人と、前年に比べ39万人減少した。非正規労働者をさらに雇用形態別にみると、平成21年平均で、パート・アルバイトが1153万人（前年と比べ1万人増）、契約社員・嘱託が321万人（前年と比べ1万人増）、労働者派遣事業所の派遣社員が108万人（前年と比べ32万人の減少）などとなり、派遣社員の減少が著しい。男女別にみると、男性は527万人（前年と比べ32万人の減少）で非正規社員に占める割合は30.6%、女性は1196万人（前年と比べ6万人の減少）で69.5%となっており、女性の占める割合が高い。

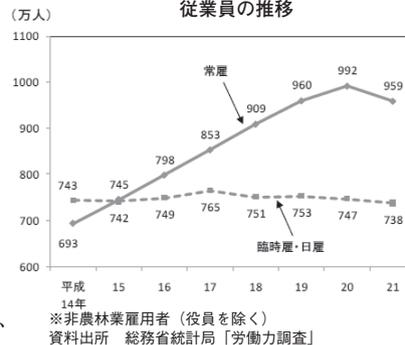
このように、平成21年には前年比で減少したものの、近年、いわゆるリーマン・ショックに伴う雇用悪化が顕在化する直前まで、非正規雇用者は増加を続けていた。労働力調査が現在の方法で調査を始めた平成14年以降、雇用者（非農林業。役員を除く）は同年の1437万人から、平成20年には1739万人と、6年間で302万人増加している。この間、正規の職員・従業員は99万人減少した（平成14年の3471万人から平成20年には3372万人）。

労働力調査では、この非正規雇用者数について、雇用契約期間が1年超または期間の定めのない「常雇」と、雇用契約期間が1年以下の「臨時雇・日雇」の区分による分類も行っている。(1) 非正規労働者のうち「常雇」は、平成14年に693万人であったのが平成20年には992万人と、6年間で299万人増加した。これに対し「臨時雇・日雇」は平成14年に743万人、平成20年に747万人と、ほぼ横ばいで推移している。総務省統計局はこの傾向について、契約期間が長期・継続的な雇用者の増加を指摘している。(2)

非正規労働者の労働契約期間や実際の雇用期間については、厚生労働省が実施した平成21年「有期労働契約に関する実態調査」（同年9月発表）からも実態をうかがうことができる。(3) 同調査・事業所調査によると、1回当たりの契約期間は、「6カ月超～1年以内」が54.2%と最も多く、次いで「3カ月超～6カ月以内」が19.6%となっている。しかし「実際の契約更新回数」をみると、「3～5回」が39.5%と最も多く、次いで「6～10回」が21.9%、「11回以上」が14.7%となっている。これに対し、2回未満は、「2回」が9.0%、「1回」が7.1%、「0回（更新しない）」が6.3%である。また、「実際の勤続年数」も、「1年超～3年以内」が28.7%と最も多いが、「3年超～5年以内」がほぼ同水準の28.1%、さらに「5年超～10年以内」が22.3%に達し、「10年超」も9.1%存在する。これに対し1年未満は、「6カ月超～1年以内」が7.6%、「6カ月以内」が3.3%である。

調査・集計対象等が異なるため直接の比較はできないが、厚生労働省実施の「平成17年有期契約労働に関する実態調査」結果（平成18年6月発表）でも、契約更新回数および勤続年数において似た傾向がみられる。(4) 有期契約労働者の契約の更新をすることがある事業所における契約更新回数は、すべての就業形態で「3回～5回」が最も多い（契約社員30.8%、嘱託社員40.6%、短時間のパートタイマー33.7%、その他のパートタイマー31.2%）。また、契約の更新をすることがある事業所における勤続年数は、すべての就業形態で「1年超～3年以内」が最も多く（契約社員28.5%、嘱託社員31.4%、短時間のパートタイマー26.9%、その他のパートタイマー26.2%）、次いで同様すべての就業形態で「3年超～5年以内」（契約社員21.7%、嘱託社員26.2%、短時間のパートタイマー21.2%、その他のパートタイマー26.1%）が多くなっている。（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）

雇用契約期間別にみた非正規の職員・従業員の推移



- (1) 労働力調査では、雇用者の「雇用形態」について、勤め先での呼称により分類しており、「非正規の職員・従業員」は、勤め先で「パート」「アルバイト」などと呼ばれている人、「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」などである。また、雇用者の「従業員上の地位」について、雇用契約期間をもとに分類しており、「一般常雇」は、雇用契約期間が1年を超える者または雇用契約期間を定めないで雇われている者で「会社などの役員」以外の者である。また、「臨時雇」は雇用契約期間が1カ月以上1年以下の者、「日雇」は雇用契約期間が1カ月未満の者となっている。
- (2) 総務省統計局「非正規雇用と雇用契約期間の状況」労働力調査ミニトピックス（No.2）
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/tsushin/pdf/no02.pdf>
- (3) 事業所調査は、常用労働者を5人以上雇用している事業所に対し、平成21年7月1日現在の状況を聞いている。調査対象数は1万298事業所（有効回答率60.5%）。このほか、同日現在の状況について、個人調査がインターネット調査（サンプル数5000）より行われている。
- (4) 事業所調査は、平成17年9月1日現在の状況について、1万2394事業所（有効回答率67.2%）を対象に聞いている。回答事業所中、有期契約労働者を雇用している事業所の割合は51.0%である。